

鳥取県選挙管理委員会告示第53号

平成21年8月30日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目220鳥取県庁選挙管理委員会においてその事務を行う。

平成21年8月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子